

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和 2（2020）年の国勢調査では、千曲市の人口は 58,852 人、年齢 3 区分別人口の構成比は、年少人口 11.7%、生産年齢人口 54.4%、老年人口 33.4%となっている。また、就業者の産業別人口の構成比は、第一次産業が 6.2%、第二次産業が 33.7%、第三次産業が 59.9%となっている。

人口は平成 12（2000）年の 64,549 人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32（2050）年には 41,228 人まで減少すると予測されている。人口減少に伴う地域経済の縮小に対応するため、令和 4（2022）年度に「第 2 期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これを「第三次千曲市総合計画」に統合。両計画を一括管理することで、「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」に一体的に取り組むこととした。

産業の構造を産業大分類別の従業者数の構成比から見ると、「製造業」が 26.8%、「卸売・小売業」が 14.5%、「医療・福祉」が 13.1%と続く。製造業の比率が高いものの、サービス産業を含め、多様な産業から構成されていることがわかる。

令和 2（2020）年の工業統計調査によると、本区域の製造品出荷額は 2,091 億円であり、機械、電子、電気、輸送等の加工組立型関連の製造出荷額は、1,373 億円で全体の 65.7%を占めている。また、農産物を加工する食品製造業が盛んであり、食品・飲料の製造品出荷額は 400 億円で、製造品出荷額の 19.1%を占めている。

各産業間の連携や大学との連携を促し、多様で付加価値の高い産業を創出するため、千曲市産業支援センター、千曲商工会議所、戸倉上山田商工会が企業支援を行っている。平成 29（2017）年度に行った「千曲市産業支援施策アンケート調査」によると、市に要望する支援策としては、「資金調達支援」、「雇用・人材育成支援」、「販路開拓支援」に関するものの割合が高かった。また、設備投資の動向については、「具体的な計画がある」企業が 107 社、「3～5 年後には検討したい」企業が 70 社あった。

市内企業を取巻く環境は、人材不足や後継者不足など、不安定な要素も多いものの、設備投資を検討している企業も多くある。先端設備等の導入を積極的に支援し、中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の縮小に歯止めをかけていきたい。

(2) 目標

千曲市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を支援することで、市内中小企業者の生産性向上を図る。「千曲市産業支援施策アンケート調査」で 100 社を超える企業が機

械等の設備投資を検討しており、事実、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の5年間で146件の先端設備等導入計画の提出があった。よって目標認定件数は、年間25件、2年間で50件とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）については、目標伸び率を年平均3%以上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率を設定することとする。

2 先端設備等の種類

千曲市の産業構造は製造業の比率が高いものの、サービス産業を含め、多様な産業から構成されていることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

千曲市の産業は多様な産業から構成されており、特定の地域に限定されることなく市内全域に立地していることから、本計画の対象区域は、市内全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

千曲市の産業は多様な産業から構成されていることから、本計画は全ての業種・事業を対象とする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、生産性の向上や産業の集積、雇用の活性化につながらないことから、本計画において、対象とする設備から除くものとする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は対象者から除く。
- ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で規定する風俗営業の用に供する設備は対象としない。
- ・ 千曲市暴力団排除条例（平成 24 年千曲市条例第 41 号）第 2 条に規定する暴力団等が関与する事業は対象としない。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。